

# 意見書

令和8年3月26日

原告訴訟代理人

弁護士 小川 秀世

1 この事件は2024年（令和6年）9月26日静岡地方裁判所において、袴田巖氏に対する無罪判決が言い渡されたところ、控訴期限の2日前である10月8日、最高検察庁のホームページに公表され、インターネット、テレビ、新聞等の報道で、広く知られることになった畝本検事総長談話が、袴田さんの名誉を毀損することから、国に対して損害賠償請求及び謝罪広告の掲載を求めたものです。

2 今般提出された国の答弁書による主な反論は、次の2点です。

第1に、畝本談話では、袴田さんが犯人であるなどと言っていないし、畝本氏がそう思うなどとすら言っていない。だから、袴田さんに対する名誉毀損になるはずがないというのです。しかし、これは明らかに間違っています。

畝本談話の内容は、こうです。

再審公判では、検察官は、袴田さんに死刑を求刑した。それは、「改めて関係証拠を精査した結果、被告人が犯人であることの立証は可能である」と考えたからだ。ところが、判決は無罪であった。しかし、無罪判決の理由には、多くの重要な点で誤りがあった。だから、無罪判決は、本来「控訴して上級審の判断を仰ぐべき」ものだったというのです。

しかし、無罪判決に対して控訴すべきだということは、誰が、どのように考えても、袴田さんが犯人であると考えているということを意味します。畝本氏は、それを公表したのですから、袴田さんが犯人であると言ったということと変わらず、名誉毀損が成立しないはずがありません。

3 もう一つ、被告が答弁書で言っているのは、畝本談話は、検察官が無罪判決に対して控訴しなかった理由を説明したにすぎないということです。だから、談話を、袴田さんを犯人であると言っていると理解するのはおかしいし、重要な目的のために必要だったのだから、何も名誉毀損とはならないというのです。

しかし、無罪判決に対して検察官が控訴しないというのであれば、無罪であることを検察官も認めたということ以外にありません。これも、誰でも理解できることであり、それ以上何も説明する必要はありません。

4 それを、畝本談話では、本来控訴すべき事案だが、袴田さんが長期間、不安定な地位におかれ続けてきたから、あたかも親切で優しい検察官は、控訴をしないことにしましたというのです。とんでもない嘘の説明です。

家族4人が残忍な方法で殺害され、家に放火された事件です。こんな重大事件で、検察官が、いくら長くかかったからと言って、控訴すべき事件を控訴しないでよいなどという判断が許されるはずがありません。検察官が常に口にする被害者やご遺族の方たちの心情は、いったいどこに行ったのでしょうか。

国の主張は、この点でもまったく理解することができません。

5 国の主張が、どうしてこんなわけがわからない内容になっているのか。それは、検察官が嘘をついているからです。

検察官が無罪判決に控訴をしなかったのは、検察官が親切だからですか。検察官が優しいからですか。誰もそんな風に考えてはいません。無罪判決が出されたことで、誰もが袴田さんは無実であると確信したのです。世界中の人たちが無実と考えている状況の中では、検察官は、どうしても控訴することが出来なかったのです。控訴すれば、検察庁は一斉に非難を浴びると同時に、自分たちの愚かさを世界中にさらけ出すことになるからです。

それを口に出せないため、検察庁は、控訴しなかった理由について嘘をついたのです。そのために、いま、こんな形で訴訟になってしまったのです。

検察官は、この事件についての考え方や取り組み方が根本的に間違っていた

のです。間違っていたのであれば、ここが間違っていましたと謝罪すればよかったのです。それを間違っていたと認めず、嘘をつく。いったん、嘘をつけば、さらに嘘をつかざるをえなくなります。これが刑事裁判でも繰り返され、またこの訴訟でも繰り返されるということです。検察庁は、それほど反省ができない組織なのでしょうか。

#### 6 証拠について一言触れさせていただきます。

被告は、答弁書とともに二つの証拠を提出しました。

乙1号証は、検証結果報告書です。これは、検察庁が事件の経過を振り返ったもので、反省の言葉も含まれてはいますが、証拠ねつ造など決してありえないなどと否定しており、弁解ばかりが目につくものです。

乙2号証は、再審公判の死刑求刑をした際の論告であり、434頁にも及ぶものです。しかし、そもそも決定的な証拠をねつ造し、嘘をついてきた捜査機関が、いまになって自分たちが集めた証拠で犯人であるとわかるはずだと言って、だれが信じるのでしょうか。被告は、それを何のために読めというのでしょうか。

このように、被告の主張自体わけがわからないばかりか、被告が提出した証拠の意味もまったく理解できません。

#### 7 最後に

無罪判決が出されたことで、検察官は、控訴を断念したのです。そうであれば、自分たちが間違っていたことを認め、謝罪して終わらせるべきだったのです。刑事裁判で、そして再審請求審の手続きにおいても、事実や証拠を隠し、証拠をねつ造していたとしても、最後にそれを認めて謝罪したのであれば、検察庁に対する世間の評価は、全然違ったものとなっていたでしょう。

ところが、検察官は、最後の最後に、控訴をしなかった理由について、再び嘘をついてしまったのです。これが畝本検事総長談話です。この談話によって、畝本氏は、無罪判決を汚し、袴田さんの名誉を毀損し、自らも検察庁の組織も、

瞬く間に地に落としてしまったのです。そのために、私たちは、こうして名誉毀損の訴訟を起こさざるをえなくなったのです。

これはとても残念なことです。また、とても腹立たしいことです。ただ、もちろん袴田さんに対して謝罪した上でのことですが、この訴訟は、国が請求を認諾して解決することもできるはずで、す。ですから、そんなことにわずかな期待を込めて、意見陳述を終わります。